

長期優良住宅認定申請手数料

戸建て住宅

1 個人申請又は個人と事業者の共同申請 (法第5条第1項又は第2項関係)

住宅の品質確保の 促進等に関する法律	金額
第5条第1項による審査※1	6,700円
第6条第1項1号による審査※2	17,200円
上記以外	50,600円

3 変更申請 (法第8条第1項関係) ※3

住宅の品質確保の 促進等に関する法律	金額
第5条第1項による審査※1	6,700円
第6条第1項1号による審査※2	12,000円
上記以外	28,600円

5 変更申請 (譲渡人決定時 法第9条第1項関係)

住宅の品質確保の 促進等に関する法律	金額
第5条第1項による審査※1	6,700円
上記以外	13,500円

2 分譲事業者単独申請 (法第5条第3項関係)

住宅の品質確保の 促進等に関する法律	金額
第5条第1項による審査※1	6,700円
第6条第1項1号による審査※2	10,500円
上記以外	43,800円

4 変更申請 (分譲事業者単独申請 法第8条第1項関係) ※3

住宅の品質確保の 促進等に関する法律	金額
第5条第1項による審査※1	6,700円
第6条第1項1号による審査※2	8,600円
上記以外	25,300円

6 地位承継承認申請 (法第10条関係) ※3

住棟の総戸数	1戸当たりの金額
戸建て	6,700円

※1 性能評価機関の技術的審査を受けた場合で、適合証を添付した場合

※2 設計住宅性能評価書の交付を受けたときで、設計住宅性能評価書の写しを添付した場合

※3 平成27年7月1日より適用する

共同住宅

1 個人申請又は個人と事業の共同申請（法第5条第1項又は第2項関係）

■第5条第1項による審査※1

住棟の総戸数	1戸当たりの金額
5以下	2,700円
6以上10以下	2,400円
11以上25以下	1,300円
26以上50以下	1,200円
51以上100以下	1,100円
101以上200以下	900円
201以上300以下	700円
301以上	600円

■上記以外

住棟の総戸数	1戸当たりの金額
5以下	23,800円
6以上10以下	19,000円
11以上25以下	15,000円
26以上50以下	13,500円
51以上100以下	11,600円
101以上200以下	10,700円
201以上300以下	10,200円
301以上	9,400円

■第6条第1項1号による審査※2

住棟の総戸数	1戸当たりの金額
5以下	12,700円
6以上10以下	10,200円
11以上25以下	7,700円
26以上50以下	6,600円
51以上100以下	5,000円
101以上200以下	4,600円
201以上300以下	4,200円
301以上	3,800円

2 分譲事業者単独申請（法第5条第3項関係）

■第5条第1項による審査※1

住棟の総戸数	1戸当たりの金額
5以下	2,700円
6以上10以下	2,400円
11以上25以下	1,300円
26以上50以下	1,200円
51以上100以下	1,100円
101以上200以下	900円
201以上300以下	700円
301以上	600円

■第6条第1項1号による審査※2

住棟の総戸数	1戸当たりの金額
5以下	10,500円
6以上10以下	8,500円
11以上25以下	6,300円
26以上50以下	5,700円
51以上100以下	4,500円
101以上200以下	4,100円
201以上300以下	3,700円
301以上	3,300円

■上記以外

住棟の総戸数	1戸当たりの金額
5以下	21,600円
6以上10以下	17,400円
11以上25以下	13,700円
26以上50以下	12,600円
51以上100以下	11,000円
101以上200以下	10,200円
201以上300以下	9,700円
301以上	8,900円

3 変更申請（法第8条第1項関係）※3

■第5条第1項による審査※1

住棟の総戸数	1戸当たりの金額
5以下	2,700円
6以上10以下	2,400円
11以上25以下	1,300円
26以上50以下	1,200円
51以上100以下	1,100円
101以上200以下	900円
201以上300以下	700円
301以上	600円

■上記以外

住棟の総戸数	1戸当たりの金額
5以下	13,200円
6以上10以下	10,700円
11以上25以下	8,200円
26以上50以下	7,400円
51以上100以下	6,300円
101以上200以下	5,800円
201以上300以下	5,400円
301以上	5,000円

■第6条第1項1号による審査※2

住棟の総戸数	1戸当たりの金額
5以下	7,700円
6以上10以下	6,300円
11以上25以下	4,500円
26以上50以下	3,900円
51以上100以下	3,000円
101以上200以下	2,700円
201以上300以下	2,400円
301以上	2,200円

4 変更申請（分譲事業者申請 法第8条第1項関係）※3

■第5条第1項による審査※1

住棟の総戸数	1戸当たりの金額
5以下	2,700円
6以上10以下	2,400円
11以上25以下	1,300円
26以上50以下	1,200円
51以上100以下	1,100円
101以上200以下	900円
201以上300以下	700円
301以上	600円

■上記以外

住棟の総戸数	1戸当たりの金額
5以下	12,100円
6以上10以下	9,900円
11以上25以下	7,500円
26以上50以下	6,900円
51以上100以下	6,000円
101以上200以下	5,500円
201以上300以下	5,200円
301以上	4,700円

■第6条第1項1号による審査※2

住棟の総戸数	1戸当たりの金額
5以下	6,600円
6以上10以下	5,400円
11以上25以下	3,800円
26以上50以下	3,400円
51以上100以下	2,800円
101以上200以下	2,500円
201以上300以下	2,200円
301以上	1,900円

5 変更申請（譲渡人決定時 法第9条第1項関係）

■第5条第1項による審査※1

住棟の総戸数	1戸当たりの金額
5以下	2,700円
6以上10以下	2,400円
11以上25以下	1,300円
26以上50以下	1,200円
51以上100以下	1,100円
101以上200以下	900円
201以上300以下	700円
301以上	600円

■左記以外

住棟の総戸数	1戸当たりの金額
5以下	4,900円
6以上10以下	4,000円
11以上25以下	2,700円
26以上50以下	2,100円
51以上100以下	1,600円
101以上200以下	1,400円
201以上300以下	1,200円
301以上	1,000円

6 地位承継承認申請（法第10条関係）※3

住棟の総戸数	1戸当たりの金額
5以下	2,700円
6以上10以下	2,400円
11以上25以下	1,300円
26以上50以下	1,200円
51以上100以下	1,100円
101以上200以下	900円
201以上300以下	700円
301以上	600円

※1 性能評価機関の技術的審査を受けた場合で、適合証を添付した場合

※2 設計住宅性能評価書の交付を受けたときで、設計住宅性能評価書の写しを添付した場合

※3 平成27年7月1日より適用する

確認申請・構造計算適合性判定を受ける場合の加算額※3

長期優良住宅の認定申請と併せて建築基準関係規定の適合審査を申し出る場合は、上記の認定申請手数料に、次の確認申請手数料を加算した額を認定申請手数料とします。また、構造計算適合性判定を必要とする住宅については、上記の認定申請手数料に、次の確認申請手数料及び構造計算適合性判定手数料を加算した額を認定申請手数料とします。

床面積	確認申請手数料	構造計算適合性判定手数料	
		認定プログラム以外 (ピアチェック※1)	認定プログラム使用 (再計算※2)
30㎡以内のもの	8,000円		
30㎡を超え100㎡以内	19,000円	169,560円	116,640円
100㎡を超え200㎡以内	41,000円		
200㎡を超え500㎡以内	63,000円		
500㎡を超え1,000㎡以内	107,000円		
1,000㎡を超え2,000㎡以内	155,000円	225,720円	144,720円
2,000㎡を超え10,000㎡以内	231,000円	259,200円	159,840円
10,000㎡を超え50,000㎡以内	341,000円	344,520円	201,960円
50,000㎡を超えるもの	610,000円	633,960円	344,520円

※1 ピアチェック：建築基準法第20条第2号イ又は第3号イの構造計算が同条第2号イに規定する方法で適正に行われたものであるかを判定する場合

※2 再計算：建築基準法第20条第2号イ又は第3号イの構造計算が同条第2号イ又は同法同条第3号イに規定するプログラムで適正に行われたものであるかを判定する場合

※3 平成27年5月29日までの申請のものに限る